

# 業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2023年3月22日

電力広域的運営推進機関

- 電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。変更の背景、変更内容等については、それぞれの変更に関するスライドにて説明します。なお、その他技術的な規定の変更等（本機関の需給ひっ迫時の対応態勢の発令者変更等）もあわせて実施しております。
  1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド2～7】
    - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
  2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～27】
    - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
  3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド28～43】
    - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
  4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド44～49】
    - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド2～7】
  - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～27】
  - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド28～43】
  - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド44～49】
  - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

本機関は、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備や全国大で平時・緊急時の需給調整等を行う実施機関としての役割を担うこととされており、業務規程の定めるところにより、事務局に、事務局長及び部等を設置するとともに、各部等の業務分掌を定めている。



一方、2023年4月の電気事業法改正（※1）において本機関の目的に「供給能力の確保の促進」が明記されるなど、本機関の担う役割として供給力確保・管理が喫緊の課題となっている。

※1 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第46号）



この課題により効果的に対応するため、現状それぞれ異なる部署が所管する供給計画のとりまとめ等と容量市場の運用管理について、1つの部署に統合（部を新設）する。（※2）

※2 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2022年10月4日）において、本機関から説明・了承された。

## [変更内容]

- 供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項を除く。）（※1）や容量市場の運用管理（※2）等を担う「需給計画部」を事務局に置く旨規定するとともに「計画部」を「系統計画部」に名称変更。
- 容量市場の運用管理を実施する「容量市場センター」を需給計画部に置く旨規定。
- 新設する「需給計画部」・「容量市場センター」の業務分掌を規定するとともに、「企画部」・「系統計画部」・「運用部」の業務分掌を変更・整理。

※1 現状は計画部が所管

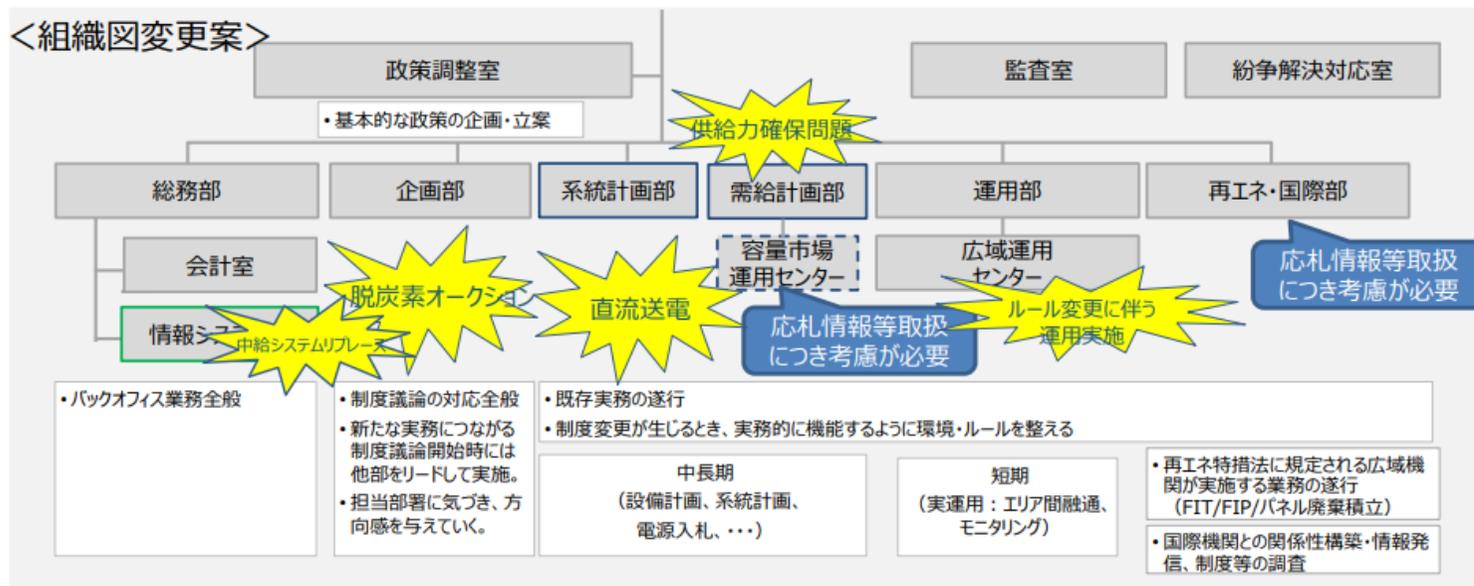
※2 現状は企画部が所管

【業務規程第10条】<変更>

第5回 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（2022年10月4日）資料4から抜粋・修正

## アクションプラン進捗② 中期事業方針の策定（組織体制の変更）

- 政策調整室が、先々を見据えて組織が抱える課題を整理し、方向性を作り上げ、各部の業務実施状況を確認（＝事業計画・事業報告を徹底していく）。
- 企画部から容量市場運用業務を移管し、**制度を俯瞰してみる部署として整理**。
- **供給力確保・管理が喫緊の課題であることを踏まえ、現状それぞれ異なる部署が所管する容量市場の運用と供給計画について、1つの部署に統合（部を新設）。**
- 中立性・公平性を確保する観点から、個社情報などを扱う部署にはプロパーを中心に配置する、競争に参加しない出向元限定するなど必要な配慮を行う。



# (参考) 本機関の事務局組織に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

## 【業務規程】

### <変更前>

- (事務局)  
第10条 (略)  
2 (略)  
3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。  
一・二 (略)  
三 計画部  
四～八 (略)  
4・5 (略)  
(新設)  
6 (略)  
7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。  
8 (略)

以降次スライドへ



## 【業務規程】

### <変更後>

- (事務局)  
第10条 (略)  
2 (略)  
3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。  
一・二 (略)  
三 需給計画部  
四 系統計画部  
五～九 (略)  
4・5 (略)  
6 需給計画部に、容量市場センターを置く。  
7 (略)  
8 各部等並びに容量市場センター及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。  
9 (略)

以降次スライドへ

# (参考) 本機関の事務局組織に関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

## 【業務規程】

### <変更前>

別表 2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	<u>容量市場の設計・運用管理</u> 、調整力の在り方の企画・立案、 <u>需給調整市場の制度設計</u> 、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
計画部	<u>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務</u>
運用部	<u>需給に関する計画の取りまとめ</u> 、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整
運用部(広域運用センター)	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般



## 【業務規程】

### <変更後>

別表 2-1 組織の業務分掌

組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	<u>容量市場・需給調整市場の制度設計</u> 、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般
需給計画部	<u>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ(系統計画部所管のものを除く。)、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理(容量市場センター所管のものを除く。)</u> その他供給能力の確保の促進に関する事項
容量市場センター	<u>容量市場の運用管理(オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等)</u>
系統計画部	<u>流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ(流通設備の整備計画に関する事項)、系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項</u>
運用部	<u>需給に関する取りまとめ</u> 、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整
広域運用センター	需給及び系統の状況の監視・管理
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	監査全般

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド2～7】
  - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～27】
  - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド28～43】
  - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド44～49】
  - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

第6次エネルギー基本計画で示されたとおり、供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化している一方で、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、電力部門の脱炭素化に向けた取組の一層の加速化が求められているところ。



脱炭素化の中での安定供給の実現に向けて、脱炭素電源への新規投資を一層促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（長期脱炭素電源オークション）が、容量市場の一部として2023年度から導入されることとなり、また、現行容量市場の運営主体である本機関が、本制度における運営主体となることが国の審議会で整理された（※）。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会



これに対応するため、長期脱炭素電源オークションに関するルールを整備する。

### [変更内容]

- 本機関は、必要となる供給力を提供する電気供給事業者（容量提供事業者）を募集するため、長期脱炭素電源オークションを実施する等規定。
- 本機関が長期脱炭素電源オークション約定電源に対して実施するアセスメント（※1）について規定。
- また、業務規程及び送配電等業務指針の記載の整理（※2）を実施。

※1 容量提供事業者に対して求める要件の達成有無を確認する方法。

※2 送配電等業務指針から業務規程への規定の移設や、2020年5月に資源エネルギー庁により策定された「容量市場における入札ガイドライン」に記載されて以降、不要となっている容量オークションの参加条件・電源等区分に関する規定の送配電等業務指針からの削除等。

【業務規程第32条の2、第32条の6、第32条の19～第32条の21、第32条の23、第32条の34、第32条の41】<変更>

【業務規程第32条の23の2】<新設>

【業務規程附則（令和2年3月30日）第7条】<変更>

【送配電等業務指針第15条の9、第15条の12、第15条の17、第15条の18、第15条の19】<変更>

【送配電等業務指針第15条の10の2】<新設>

【送配電等業務指針第15条の4】<削除>

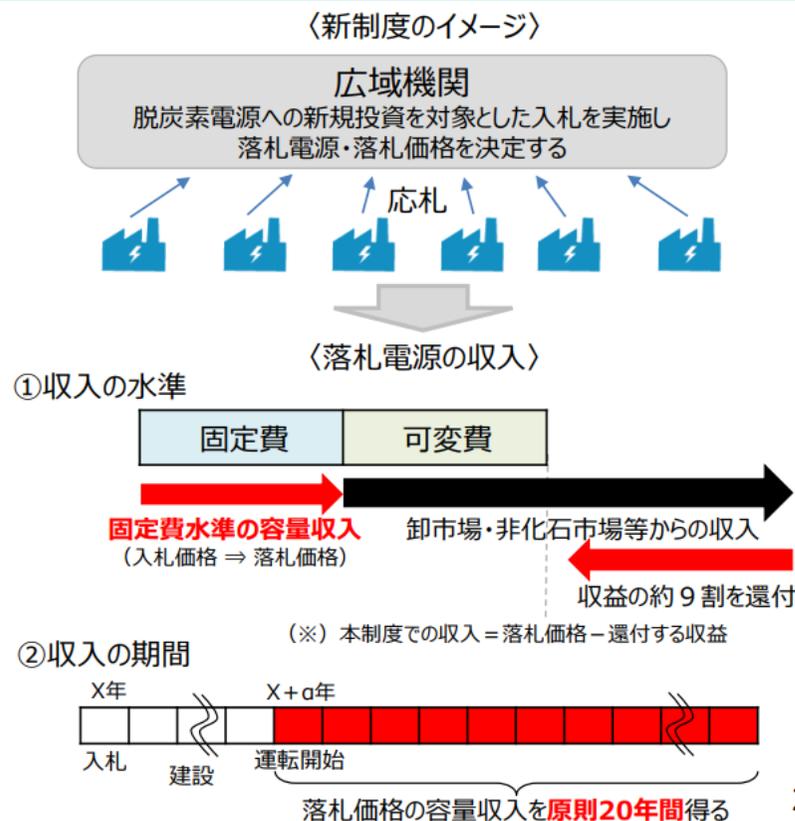
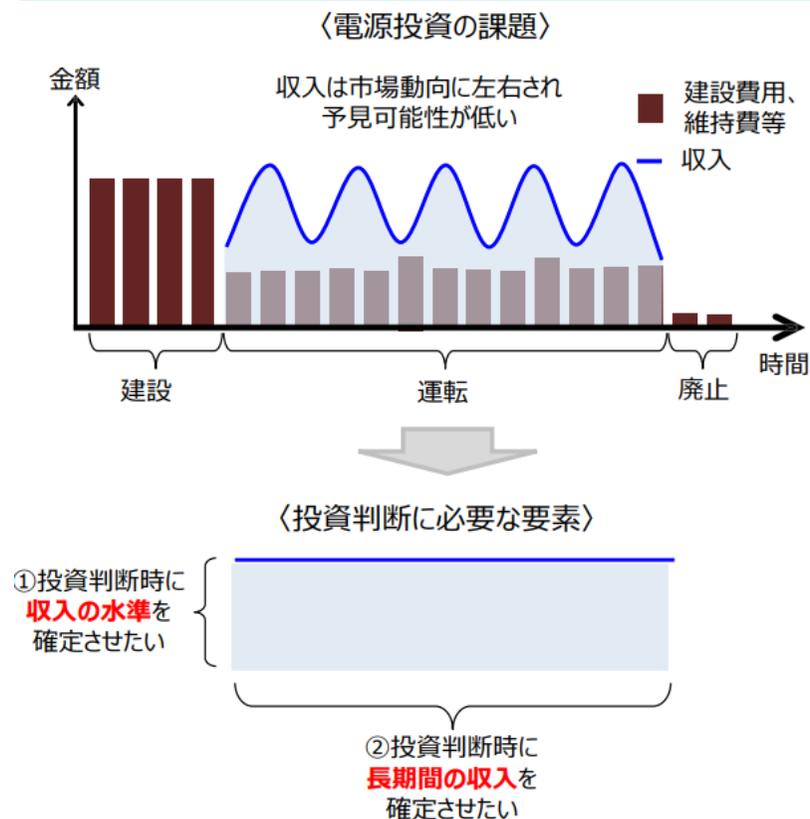
\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の整理」のみの条文

## 本制度措置の位置づけ

- 本制度措置は、脱炭素電源への投資を確保し、建設された脱炭素電源の容量を長期に渡って確保するためのものであり、容量市場の一部として位置づけられるもの。
- 現行容量市場では、「調達不足が生じた場合」や、「事前に決まっていない政策的な対応等」を行う場合は、「特別オークション」を開催することとしている。
- このため、本制度措置を（「事前に決まっていない政策的な対応」を行う場合の）「特別オークション」の一類型として位置づけることとしてはどうか。
- また、本制度措置の名称は、本制度措置が脱炭素電源の容量を長期に渡って確保するためのものであることを踏まえ、「長期脱炭素電源オークション」とすることとしてはどうか。

## (参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

- 近年、既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給のひっ迫や卸市場価格の高騰が発生。
- このため、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度の導入を目処として、検討中。**
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



第71回制度検討作業部会（2022年10月31日）資料5から抜粋

## リクワイアメント・ペナルティの全体像

- 本制度の落札電源が適用されるリクワイアメント・ペナルティは、前頁までの検討を踏まえれば、以下の表のとおり（黒字部分は現行容量市場と同じ部分）。

	リクワイアメント	ペナルティ
制度適用期間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 容量停止計画の調整</li> <li>● 余力活用契約の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調整不調電源に科される経済的ペナルティ</li> <li>● 余力活用契約を締結しない・解約した場合は、市場退出とし、市場退出時のペナルティを科す</li> <li>● 市場退出時の経済的ペナルティ（上述のとおり、容量×調整係数×契約単価×10%）</li> <li>● 供給力提供開始時期が遅れた場合の経済的ペナルティ（<u>遅延のタイミングによって、メインオークションの落札価格の5%、10%を科す</u>）</li> <li>● 供給力提供開始期限までの間に供給力の提供開始</li> <li>● 供給力提供開始期限を超過した場合、本制度措置の落札価格を容量収入として得られる期間を、超過期間分だけ短縮。短縮した期間の容量収入は、現行容量市場の当該年度の落札価格とする。</li> </ul>
制度適用期間中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 供給力の維持</li> <li>● 発電余力の卸電力取引所等への入札</li> <li>● 需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合の供給指示への対応</li> <li>● 脱炭素燃料の一定の混焼率</li> <li>● 変動電源に対し、年間設備利用率の達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場退出時の経済的ペナルティ（上述のとおり、容量×調整係数×契約単価×10%）</li> <li>● 年間停止コマ相当数に対する経済的ペナルティ</li> <li>● 需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に入札していない場合の経済的ペナルティ</li> <li>● 供給指示に応じた供給をしていない場合の経済的ペナルティ</li> <li>● 一定の混焼率を下回る場合の経済的ペナルティ（<u>バイオマス70%・アンモニア14%・水素7%を下回った場合は、年間の容量確保契約金額の支払額を1割・2割減額する</u>）</li> <li>● 未達成合いに応じた経済的ペナルティ</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 脱炭素化ロードマップの遵守（設備、燃料の脱炭素化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信用悪化等により契約解除となった場合、市場退出とし、市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、<u>契約解除となった年度において交付された容量確保契約金額（還付金額の控除後の金額）</u>を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合あり</li> <li>● 重大な違反行為があった場合、<u>契約解除</u>できる（<u>経済的ペナルティは科さない</u>）</li> <li>● 合理的な理由なく脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合、合理的な理由なく燃料の脱炭素化（グレーアンモニア・水素のブルー・グリーン化）に向けた取り組みを行っていない場合、<u>契約解除</u>できる（<u>経済的ペナルティは科さない</u>）</li> <li>● 2050年4月1日にバイオマス燃料の専焼化が実現しない場合、<u>同日時点で制度適用期間が終了していなければ、契約解除</u>できる（<u>経済的ペナルティは科さない</u>）。制度適用期間が終了していれば、<u>参入ペナルティを科すとともに、市場退出ペナルティと同等の経済的ペナルティを科すことができる</u></li> </ul>

年間上限額  
：容量確保契約金額  
×110%

※天災地変、事後的な法令改正や規制適用、裁判による判決などが原因で、ペナルティが発生する事象が発生した場合であって、事業者に帰責性がない不可抗力による場合は、例外的にペナルティを個別に確認した上で適用しない。

# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

## 【業務規程】

### <変更前>

(容量オークション)

第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。

一 (略)

二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札

ア (略)

イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を**売却**する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札

(新設)



## 【業務規程】

### <変更後>

(容量オークション)

第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。

一 (略)

二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札

ア (略)

イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を**リリース**する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札

**三 長期脱炭素電源オークション 長期脱炭素電源オークション募集要綱（第32条の23の2において準用する第32条の12に定める長期脱炭素電源オークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するために実施する入札**

# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

## 【業務規程】

### <変更前>

(事業者情報の登録申込みの受付)

第32条の6 本機関は、[送配電等業務指針](#)に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。  
2 (略)

(容量確保契約の締結、変更及び解約)

第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。

一～七 (略)

八 容量確保契約の変更又は解約の条件

九 (略)

2 (略)

3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。

(容量確保契約の締結結果の公表等)

第32条の20 (略)

2・3 (略)

4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を[変更](#)又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。

## 【業務規程】

### <変更後>

(事業者情報の登録申込みの受付)

第32条の6 本機関は、[募集要綱](#)に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。  
2 (略)

(容量確保契約の締結、変更、[解除](#)及び解約)

第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。

一～七 (略)

八 容量確保契約の変更、[解除](#)又は解約の条件

九 (略)

2 (略)

3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更、[解除](#)又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の[変更、解除](#)又は解約を行う。

(容量確保契約の締結結果の公表等)

第32条の20 (略)

2・3 (略)

4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更、[解除](#)又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約の[変更、解除](#)又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。



# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ③

## 【業務規程】

### <変更前>

(追加オークションの実施判断)

第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。

一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量

二 (略)

2～6 (略)

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23 (略)

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、[送配電等業務指針](#)に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。

## 【業務規程】

### <変更後>

(追加オークションの実施判断)

第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、[解除](#)又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。

一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、[解除](#)又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量

二 (略)

2～6 (略)

(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第32条の23 (略)

2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、[募集要綱](#)に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。



【業務規程】 <変更前>	【業務規程】 <変更後>
<p>(新設)</p>	<p><u>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</u> <u>第32条の23の2 第32条の12及び第32条の14から第32条の20まで(第32条の12第1号アを除く。)</u>の規定は、<u>長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。</u> <u>この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替える。</u></p>
<p>(アセスメントの実施) 第32条の34 (略) 2 (略) <u>3 アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。</u></p>	<p>(アセスメントの実施) 第32条の34 (略) 2 (略) <u>3 本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</u> <u>一 容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の2年度前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等(「以下この号において「容量停止計画」という。)の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。</u> <u>二 契約の締結状況の確認 募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者が提供する電源のうち、需給調整市場における商品の要件を満たす機能を有するものについて、当該電源が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員と余力活用に関する契約を締結していることの確認を行う。</u></p> <p>以降次スライドへ</p>

【業務規程】

<変更前>

【業務規程】

<変更後>

前スライドから

三 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。

四 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況（需給ひっ迫のおそれの有無の確認を含む。）及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等の確認を行う。

五 供給力提供開始時期又は期限までの提供実績の確認 容量提供事業者に対し長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までに供給力提供が行われていることの確認を行う。

六 年間設備利用率の確認 募集要綱に定める変動電源により供給力を提供する事業者に対し長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた最低限満たすべき年間設備利用率を達成していることの確認を行う。

七 火力電源の脱炭素化の状況の確認 長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源について、募集要綱に定めるところにより容量提供事業者が提出した脱炭素化へのロードマップに基づき、水素又はアンモニア等の利用による脱炭素化に向けた追加投資を行っていることの確認を行う。

八 火力電源の脱炭素燃料による混焼比率の確認 長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源の発電に用いる燃料について、水素又はアンモニア等の比率が容量確保契約に定められた一定の比率を下回っていないことの確認を行う。

# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ⑥

## 【業務規程】

### <変更前>

(ペナルティ)

第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。

一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。

ア 容量確保契約を解約した場合

イ・ウ (略)

二 (略)

2～4 (略)

附則（令和2年3月30日）

(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)

第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。

一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源

二 送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源（ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。）

別表1 (略)

## 【業務規程】

### <変更後>

(ペナルティ)

第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。

一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。

ア 容量確保契約を解除された、又は解約した場合

イ・ウ (略)

二 (略)

2～4 (略)

附則（令和2年3月30日）

(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)

第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。

一 募集要綱に定める安定電源

二 募集要綱に定める変動電源（複数の電源を組み合わせる場合を除く。）

別表1 (略)

# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

### (容量オークションの参加条件)

第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)

一 次のアからエまでのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)であること。

ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)

イ 火力電源

ウ 原子力電源

エ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)

二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一の一般送配電事業者の供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。

ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)

イ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

第15条の4 削除

以降次スライドへ

# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

前スライドから

三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼をいう。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一の一般送配電事業者の供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供する事業者（ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。）であること。

ア 安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物

イ 特定抑制依頼

ウ 期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等

2 業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする（ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。）。

一 業務規程第32条の2第2号アの規定により調達オークションを実施する場合 次のアからウまでのいずれかの事業者であって、同アからウまでに記載する条件を満たしていること。

以降次スライドへ

## 【送配電等業務指針】

### <変更後>



# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ③

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

前スライドから

- ア 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと（ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。
- イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。
- ウ 発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。
- 二 業務規程第32条の2第2号イの規定によりリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること（ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。）。



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

【送配電等業務指針】 <変更前>

(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(ただし、第15条の7条第2号は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。

2 第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できなかった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。

(新設)

【送配電等業務指針】 <変更後>

(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(第15条の7条第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。

2 募集要綱に定める調達オークションの参加条件に該当する事業者のうち、調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかった次の各号のいずれかに該当する者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。

一 募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)であること。

二 募集要綱に定める変動電源により供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。

(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)

第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する(第15条の7条第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替える。

# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑤

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

(供給力確認対象事業者の条件)

第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった発動指令電源提供者

二 (略)

(アセスメント)

第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。

二 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。

三 電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。

以降次スライドへ

## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(供給力確認対象事業者の条件)

第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった募集要綱に定める発動指令電源により供給力を提供する事業者 (以下「発動指令電源提供者」という。)

二 (略)

(アセスメント)

第15条の17 (削る)

以降次スライドへ

【送配電等業務指針】

＜変更前＞

前スライドから

四 F I P 電源及びF I T 電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、F I P 電源及びF I T 電源の該当有無の確認を行う（国に対し、必要な情報の提供を求める。）。

五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。

ア 本機関は、別表 8-4 に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（週間計画）に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫のおそれの有無を確認する。

イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。

ウ 本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。

2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。

3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

前スライドから

一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、業務規程第 3 2 条の 3 4 のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。

2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第 3 2 条の 2 0 第 3 項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(差替先電源等情報の登録条件)

第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。

一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。

二 (略)

2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。

一 第15条の4第2項第1号ア又はウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。

二 (略)

3・4 (略)



【送配電等業務指針】 <変更後>

(差替先電源等情報の登録条件)

第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。

一 容量市場における入札ガイドライン(以下この条において「入札ガイドライン」という。)に定める調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。

二 (略)

2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。

一 入札ガイドラインに定める調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。

二 (略)

3・4 (略)

# (参考) 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑧

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

(電源等差替)

第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。

一・二 (略)



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(電源等差替)

第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。なお、原則として、容量提供事業者が長期脱炭素電源オークションに落札している場合は申込みを行うことはできない。

一・二 (略)

1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド2～7】
  - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～27】
  - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド28～43】
  - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド44～49】
  - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

本機関は、需給状況の監視のため、電気事業者等に対して提出を求めている週間計画や翌日計画等の各種計画（需要計画、発電計画、調整電力計画等）に基づき、広域予備率を算出等している。



容量市場の実需給が開始される2024年度から、需給注意報発出を検討するため、翌々日断面における広域予備率を算出することが本機関の委員会（※1）において整理された。

※1 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会



これに対応するため、翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関するルールを整備する。

#### [変更内容]

- 本機関は、翌々日における広域予備率を算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定。
- 電気事業者等は、各種計画の週間計画を更新する形で翌々日計画（※）を提出する旨規定。
- 上記の規定は、「令和6年4月1日」又は「経済産業大臣の認可を受けた日」のいずれか遅い日から施行する旨規定。

※ 週間計画を更新する形とし、本機関が指定する2点の時刻の需要電力等の計画値を指す。（なお、需給ひっ迫に関する情報発信の重要性が高まってきていることを踏まえ、将来的には翌々日計画を翌日計画等と同様48点とする方向で検討を進めている。）

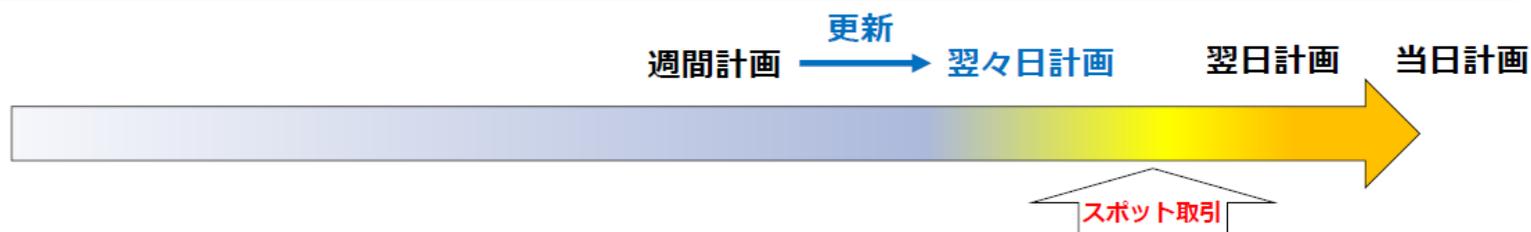
【業務規程第108条】<変更>

【送配電等業務指針第138条～第141条】<変更>

## c-1. 翌々日断面の計画更新と運用開始時期

週間・翌々日断面 35

- 電源Ⅰ及びⅡの公募が残る期間であり、需給ひっ迫のおそれがある場合は、各一般送配電事業者から電源Ⅰ、Ⅱの起動ができる。また、容量市場の開始前であり、事業者に対してリクワイアメントはない。
- このことから、2023年度までは翌々日計画の策定を行わないこととしたい。
- 週間計画から翌々日までに気象情報の変更に伴い、想定需要や再エネ予測が変化する。また、2024年度以降、週間計画断面から需給注意報（需給ひっ迫のおそれ判定）を行っていくが、特に週中断面では広域機関による需給注意報の発出はないものの、翌々日断面で同注意報が必要となるケースを想定すると、スポット取引前に更新された広域予備率で需給注意報の判定、周知が必要になるか。
- 翌々日計画としては、スポット市場や需給調整市場(三次②)の約定が決まらない断面であり、計画の目的が週間計画と同様であるので、週間計画より変更があった場合に、週間計画を更新する形の計画提出方法をベースに具体的な検討を進めてはどうか。



【提案】翌々日断面は2024年度以降、週間計画を更新する形で広域機関に計画を提出してはどうか。

## 2. (1) 実施方法について

10

- 2024年度から開始する翌々日計画は、**週間計画を更新する形**で実施することが整理されている。
- 具体的には、BGは需要調達計画、発電販売計画及び需要抑制計画（以下、BG計画）を、一般送配電事業者は供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（以下、調整電力計画）を**更新期限までに週間計画の当該日の計画を更新（期限までに更新がない場合は、週間計画を翌々日計画として採用）**することとし、広域機関はこれらの更新された計画値を使用して広域予備率を算出し、公表することとする。
- 具体的な運用のイメージ（2024年4月1日（月）分）は下図のとおりとなる。
- なお、**週間計画1週目の土曜日**は、週間計画公表日の木曜日に翌々日計画も公表することとなるため、**週間計画と同一の内容を翌々日計画として公表**する。

＜具体的な運用のイメージ（2024年4月1日（月）の翌々日計画公表イメージ）＞

日時	週間計画			翌々日計画		
	3/27(水)	3/28(木)		3/30(土)		
	10時	17時頃	18時頃	10時	17時頃	18時頃
内容	BG計画 提出期限	調整電力計画 提出期限	広域予備率等 公表	BG計画 更新期限	調整電力計画 提出期限	広域予備率等 公表

BGが更新
一般送配電事業者が更新

# (参考) 広域予備率(翌々日)算出に伴う規定の変更 (新旧対照表:業務規程)

## 【業務規程】

### <変更前>

(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)

第108条 (略)

- 2 本機関は、前条第1項第3号に定める計画(当該計画を変更する計画を含む。)及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。

## 【業務規程】

### <変更後>

(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)

第108条 (略)

- 2 本機関は、前条第1項第3号に定める計画(当該計画を変更する計画を含む。)及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌々日、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。



(新設)

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第108条の規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

# (参考) 広域予備率 (翌々日) 算出に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ①

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

(託送供給契約者による計画の提出)

第138条 (略)

2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画 (調達先 (卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)

三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画 (販売先 (卸電力取引所における翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

3～5 (略)

以降次スライドへ



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(託送供給契約者による計画の提出)

第138条 (略)

2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画 (調達先 (翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達が有る場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)

三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画 (販売先 (翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)) ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

3～5 (略)

以降次スライドへ

# (参考) 広域予備率 (翌々日) 算出に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ②

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

別表 8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前
提出内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要電 力	(新設)	30分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の調達分 の計画値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の調達分 の計画値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の調達分 の計画値	(新設)	30分ごとの 調達分の 計画値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の販売分 の計画値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の販売分 の計画値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の販売分 の計画値	(新設)	30分ごとの 販売分の 計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。  
(新設)



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

別表 8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前
提出内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要電 力	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の調達分 の計画値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の調達分 の計画値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の調達分 の計画値	30分ごとの 調達分の 計画値	30分ごとの 調達分の 計画値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の販売分 の計画値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値発生 時の販売分 の計画値	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の販売分 の計画値	30分ごとの 販売分の 計画値	30分ごとの 販売分の 計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。  
(※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。

2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。）

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）



【送配電等業務指針】 <変更後>

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

第139条 発電契約者、1時間前取引により販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。

2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が1時間前取引により販売する電気又は調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。）

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）

【送配電等業務指針】

＜変更前＞

前スライドから

三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）

3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

4 (略)

以降次スライドへ



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

前スライドから

三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）

3 発電契約者、1時間前取引により販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

4 (略)

以降次スライドへ

# (参考) 広域予備率 (翌々日) 算出に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑤

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	(新設)	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	(新設)	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	(新設)	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。  
(新設)



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の供給電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の供給電力</u>	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	<u>週間計画と同一2点の時刻の販売電力</u>	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	<u>週間計画と同一2点の時刻の調達分の計画値</u>	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。  
(※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

【送配電等業務指針】 <変更前>

(需要抑制契約者による計画の提出)

第139条の2 (略)

2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画

(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画

(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)

四 (略)

3 (略)

以降次スライドへ



【送配電等業務指針】 <変更後>

(需要抑制契約者による計画の提出)

第139条の2 (略)

2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画

(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画

(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)

四 (略)

3 (略)

以降次スライドへ

# (参考) 広域予備率 (翌々日) 算出に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑦

## 【送配電等業務指針】

### <変更前>

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	発電計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	(新設)	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	(新設)	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	(新設)	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	(新設)	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。  
(新設)



## 【送配電等業務指針】

### <変更後>

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日 午前10時	毎日 午前10時 (※2) (※3)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前	
提出内容	発電計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	本機関が指定する2点の時刻の日別の需要抑制電力	週間計画と同じ2点の時刻の需要抑制電力	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	本機関が指定する2点の時刻の日別の販売電力	週間計画と同じ2点の時刻の販売電力	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	本機関が指定する2点の時刻の日別の調達分の計画値	週間計画と同じ2点の時刻の調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 提出日が休業日の場合も含む。  
(※3) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

【送配電等業務指針】

＜変更前＞

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画（この条においては全て翌日計画を指す。）の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。）又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であつて、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者（ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。）は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画（以下「特例発電計画」という。）を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、翌々日計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

# (参考) 広域予備率 (翌々日) 算出に伴う規定の変更 (新旧対照表：送配電等業務指針) ⑨

## 【送配電等業務指針】 <変更前>

(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)  
第141条 (略)

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	(新設)	毎日 17時30分 <u>(※)</u>	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	(新設)	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	(新設)	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	(新設)	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)	(新設)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)

(※) 提出日が休業日の場合も含む。  
(新設)



## 【送配電等業務指針】 <変更後>

(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)  
第141条 (略)

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 <u>(※1)</u> <u>(※2)</u>	毎日 17時30分 <u>(※1)</u>	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の需 要電力	<u>週間計画と同 一2点の時刻 の需要電力</u>	翌日の30分 ごとの需要電 力量	当日の30分 ごとの需要電 力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	<u>需要電力に対 する供給電力</u>	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	<u>需要電力に対 する予備力</u>	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)	<u>需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)</u>	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ) 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。  
(※2) 週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

【送配電等業務指針】

<変更前>

(新設)

【送配電等業務指針】

<変更後>

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第138条から第141条まで(第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。)の規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。



1. 本機関の事務局組織に関する規定の変更（業務規程）【スライド2～7】
  - 供給力確保・管理体制強化のための組織変更
2. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド8～27】
  - 長期脱炭素電源オークション導入に伴う変更
3. 広域予備率（翌々日）算出に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）【スライド28～43】
  - 翌々日における広域予備率算出及び各種計画提出に関する変更
4. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更（送配電等業務指針）【スライド44～49】
  - 三次調整力②の時間前市場への供出に伴う変更

現在、一般送配電事業者は再エネ予測の下振れ対応するため、需給調整市場から三次調整力②を調達している。この三次調整力②は前日段階での再エネ予測誤差に対応する調整力であり、常に調達量全量を使用するわけではない。



電源の有効活用及び社会コスト低減の観点から実需給が近づき余剰となることが明らかになった三次調整力②を卸電力取引所の時間前市場へ供出すること及び電圧・周波数の維持を担う一般送配電事業者が入札主体となることが国の審議会（※）において提案された。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会



時間前市場において売り約定した場合、一般送配電事業者は発電・販売計画を本機関に提出する必要があるためルールを整備する。

### [変更内容]

- 一般送配電事業者等は、1時間前取引による販売をする場合、発電販売計画等を提出しなければならない旨規定。

【送配電等業務指針第139条】<変更>

## 論点1 三次②余剰分の時間前市場への入札主体について

- FITインバランス特例に起因する再エネ予測誤差に特化した三次②は、再エネ予測の下振れに備え確保しているもの。第28回需給調整市場検討小委員会で行った事後検証において三次②の使用率を確認したところ、結果として調達量のうち20%程度が再エネ予測誤差に対応していたと考えられる。
- 三次②は調整力であるため、その平均的な使用率は高くないものの、実需給が近づき余剰となることが明らかになった三次②を時間前市場に供出できれば、電源の有効活用にも資すると考えられる。
- 加えて、三次②の $\Delta k W$ 調達費用は再エネ賦課金を活用し交付することとしているため、余剰分を売却し $\Delta k W$ 調達費用を低減させることは、電源の有効活用だけではなく社会コストの軽減にも貢献すると考えられることから、早急な実現を目指し関係各所と連携のうえ検討を進めている状況。
- また、市場への入札主体については、経済的・効率的な需給運用を行うため、調達した調整力の余剰分を時間前市場へ供出する行為についても、電力量調整供給を行い、電圧・周波数の維持を担う一般送配電事業者の業務の一環であると考えられる。よって、電気事業法上も、一般送配電事業者が入札主体となることは問題ないと考えられるのではないか。
- 三次②余剰分の時間前市場供出については、引き続き一般送配電事業者が入札主体となる場合を主軸としたうえで、JEPXの取引会員の在り方や入札価格の考え方等について関係各所と連携のうえ検討を進めていくこととしたい。また、事業者においても、早期に取引が行えるよう事業フローの見直しや社内体制の構築等進めていく必要があるため、引き続き実務面についても整理を進めることとする。

【送配電等業務指針】

＜変更前＞

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

第139条 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。

2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。）

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画

（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）

以降次スライドへ



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

第139条 発電契約者、1時間前取引により販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画（以下「発電販売計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合には、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。

2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画（一般送配電事業者又は配電事業者が1時間前取引により販売する電気又は調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。）

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画

（販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。）

以降次スライドへ

【送配電等業務指針】

＜変更前＞

前スライドから

三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）

3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

4 (略)

別表8-2 (略)



【送配電等業務指針】

＜変更後＞

前スライドから

三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画（調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。）

3 発電契約者、1時間前取引により販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

4 (略)

別表8-2 (略)